

看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

第 1 看護師の負担の軽減に資する計画

1 他職種との業務分担

(1) 看護補助者との業務分担

看護師の負担を軽減するため、さらに看護師の業務を見直し、看護師からの適切な指導があれば無資格者でも出来る業務を選別し看護補助者への業務移管を行っている。また、看護補助者の夜間配置を導入し、夜間の看護業務の負担を軽減させている。

(2) 保育士との業務分担

小児科病床を含む病棟において保育士を 8 時半から 17 時まで複数名配置するとともに、土および日曜日の勤務体制にも加えた。これに伴い、患児の保育および看護師の補助者として業務を分担でき、看護師の業務軽減を図っている。

(3) 医師および医師事務作業補助者との業務分担

外来業務においても、医師に係わる業務を医師事務作業補助者と看護補助者等の非医療職との業務分担の見直しを行い、看護師の業務軽減を図っている。

(4) 薬剤師との業務分担

全ての抗がん剤のミキシング作業を薬剤師が行うことで、生じた余剰看護力を病棟業務に充てている。また、各病棟へ薬剤師を配置し、入院時持参薬の確認、説明、病棟の医薬品管理業務を薬剤師が行うことで看護師の負担軽減を図っている。

(5) 臨床検査技師との業務分担

外来患者の採血（1 日約 226 人）を臨床検査科で行うほか、糖尿病患者への自己血糖測定指導や弾性ストッキング装用指導を行い、看護師業務の軽減を図っている。また、超音波ガイド下での各種穿刺（肝生検、胸腹水穿刺、腎瘻造設、血管穿刺等）においても看護師の作業を補助している。

(6) 臨床工学技士との業務分担

医療機器の総合的な管理を医療機器管理センターで行うことにより、機器の保守管理を確実にを行いその安全な使用に資するとともに、各種医療機器の使用準備、操作等を臨床工学技士が行うことにより、看護師の

負担軽減を図っている。

(7) 言語聴覚士との業務分担

摂食機能療法に対して、言語聴覚士の介入も行われている。

(8) 診療放射線技師との業務分担

造影剤の投与が終了した後の抜針を診療放射線技師が行うことにより、看護師の負担軽減を図っている。

(9) 事務局との業務分担

事務局が医療・看護必要度Ⅱをシステム管理することにより、必要度判定の業務負担の軽減を図っている。

2 外来診療効率化の取組み

1 日平均で 776 人前後の外来患者が来院しており、全ての診察が終了するには終業時間近くまでかかる診療科もあることから、以下の取り組みを行っている。

(1) 予約可能診療科の制限

複数の診療科を受診することで、外来業務が煩雑かつ長くなっている。よって、1 日あたり予約できる診療科を 2 科までとしている。

(2) 積極的な逆紹介の実施

患者の症状が安定するなど、地域の医療機関で加療が可能と判断された場合は、患者の同意を得たうえで、逆紹介を行っている。

(3) 外来診療の予約制

完全予約制を導入している。予約なしで来院した有症状患者については、各診療科の診察室で診察していたものを原則救急外来に集約して診察を行っている。予約なしで来院した無症状患者については、翌日以降の日で予約を取っている。予約センターでは、新患も含め電話での予約も対応している。

第 2 看護師の処遇の改善に資する計画

看護師のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、次の取り組みを行っている。

(1) 短時間・変則勤務看護師の雇用

育児やその他の理由により、短時間勤務および変則勤務者の看護師の雇用を行っている。

(2) 任期付き看護師の採用

産前産後休暇および育児休暇取得者が発生した場合に備え、迅速に補充ができるよう育児休暇期間に夜勤可能な代替えとして、任期付職員の

採用を行っている。

(3) 変則 2 交替制の導入

深夜の出退勤の解消、休みの質向上、正循環シフトによる生体リズムの改善等を目的とした変則 2 交替制勤務（日勤、長夜勤（12 時間）、長日勤（11 時間）等によるシフト勤務）を行っている。

(4) 子育て・家族等を介護する職員への配慮

子育てや家族等を介護する職員に対して、夜勤回数を少なくするなど配慮している。

(5) 部分休業取得の促進

正規職員の育児部分休業取得を促進し、育児と仕事を両立できる体制としている。

(6) 院内保育の利用

院内保育園を開設し、生後 9 週から就学前の職員の子の基本保育、一時保育および夜間保育を実施している。

(7) 病児保育の実施

病児保育を開設し、生後 8 週から小学校 6 年生までの病気の児童の保育を実施している。

(8) 産前休暇の休業制度の充実

産前休暇については、法で定められた期間を上回る産前 8 週からの取得期間を設けている。

(9) 夜勤の完全免除

妊娠 16 週 1 日目以降の妊婦については、夜勤の完全免除を実施している。

(10) 育児・介護休業制度等の休業制度の充実

無期雇用職員の育児休業・育児部分休業等の育児休業制度および介護休業・介護時間等の介護休業制度については、法で定められた期間を上回る取得期間を設けている。また、家族看護等休暇や介護休暇等の有給の特別休暇も設けており、休業制度の充実による仕事と家庭の両立支援を実施している。

(11) 処遇改善手当

診療報酬による看護等業務手当を支給している（月額 10,000 円）。

第 3 職員等に対する周知

看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制についてグループウェアおよびホームページへ掲載、また院内掲示することにより院内外への周知を図っている。

第4 今年度の目標

一人当たり 10 日以上の年休取得を実現する。

第5 役割分担推進のための委員会又は会議

1 会議名 管理会議

開催頻度 1 回／年

参加者 理事長、病院長、副院長、診療部長、薬剤部長、看護部長、
事務局長、事務局事務監、総務課長、医事課長